

# 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）について

## ① 趣旨

高齢化が進展する中、地域包括ケアシステムを推進・深化するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するため、保険者機能を強化すべく、平成29年「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律（地域包括ケア強化法）」により、「保険者機能強化推進交付金」が創設された。

本交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町村や都道府県の取組を推進するため、実施状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、指標の達成状況に応じた交付金を交付することで財政的な支援を行うもの。

## ② 概要

### ○交付対象

都道府県ならびに市町村

### ○交付方法

- ・ 評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて配分
- ・ 各市町村の「評価指標ごとの評価点数×第1号被保険者数」により算出した点数を基準として、全市町村の「各市町村の評価点数×各市町村の第1号被保険者数」の合計に占める割合に応じて予算の範囲内で交付

$$\begin{aligned} \text{「登米市」の交付額} &= \text{予算総額（※）} \times \frac{\text{「登米市」の評価点数} \times \text{「登米市」の第1被保険者数}}{\text{各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第1被保険者数}} \end{aligned}$$

（※）令和元年度予算：約190億円（総額200億円-都道府県分10億円）

## ③ 評価結果・・・別紙

## ④ 今後の方向性

評価指標は年度ごとに見直しが行われているが、前年度項目で改善が可能な項目については地域ニーズ等を踏まえながら検討・実施し、次年度の評価点数上昇に繋げていく。

また、取組の推進・検討にあたり、関係機関等と取組の方向性や市の現状の共有を図る。